（庶務）

第十五条　委員会の庶務は、最高裁判所事務総局総務局において処理する。

（委員会の調査方法）

第十六条　委員会は、必要があると認めるときは、第八条本文の規定により意見を求めた裁判所の長に対し記録等の提出、説明その他の必要な協力を依頼し、要望を申し出た者に対し意見書の提出を求めることができる。

（手続の非公開）

第十七条　委員会の行う手続は、公開しない。

（意見書の送付等）

第十八条　委員会が第十条の規定により意見を述べる場合には、同条第一号に掲げる事項についての意見は当該意見を求めた裁判所の長宛てに意見書を送付する方法により、その余の事項についての意見は最高裁判所長官宛てに意見書を送付する方法により行う。

2　第八条本文の規定により委員会に意見を求めた裁判所の長は、前項に規定する意見書の送付を受けたときは、当該記録等について特別保存に付する認定又は特別保存に付さない認定を行い、その結果について委員会に報告する。

（委員会の運営）

第十九条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

第四章　補則

（補則）

第二十条　この規則に定めるもののほか、記録等の特別保存に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附　則

1　この規則は、令和六年一月三十日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に事件記録等保存規程及び少年調査記録規程の一部を改正する規程（令和五年最高裁判所規程第一号。以下この項において「改正規程」という。）第一条の規定による改正前の事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）第九条第二項又は改正規程第二条の規定による改正前の少年調査記録規程（昭和二十九年最高裁判所規程第五号）第八条第二項の規定により保存期間満了の後も保存されている記録等は、第三条本文の規定による特別保存に付する認定がされたものとみなす。

3　第十二条第一項の規定による委員の任命に関し必要な行為は、この規則の施行日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

別表第一（第二条、第三条関係）

	事件の種類
一	和解事件
二	督促事件
三	少額訴訟事件 少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 人事訴訟事件 行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件を含む。）
四	公示催告事件
五	保全命令事件
六	民事一般調停事件 宅地建物調停事件 商事調停事件 農事調停事件 鉱害調停事件 交通調停事件 公害等調停事件 特定調停事件
七	過料事件
八	民事非訟事件 商事非訟事件
九	借地非訟事件
十	罹災都市借地借家臨時処理事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理事件
十一	発信者情報開示命令事件
十二	配偶者暴力等に関する保護命令事件
十三	労働審判事件
十四	少額訴訟債権執行事件 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売事件 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件 財産開示事件 第三者からの情報取得事件 企業担保権実行事件
十五	破産事件 再生事件 小規模個人再生事件 給与所得者等再生事件 会社更生事件 承認援助事件 船舶所有者等責任制限事件 油濁等損害賠償責任制限事件